

審議の進め方（案）

審議会

第1回会議（今回）

R6 年度 市民参画実施状況について（報告）

評価の対象について ⇒ R6 年度に実施した全事業または選抜した事業

評価方法について ⇒ 個別による評価又はグループによる評価

※必要に応じて担当課へのヒアリング実施

条例の見直しについて ⇒ 令和 9（2027）年度に条例施行から 20 年を迎える

各委員

評価シートの提出

（第2回審議会までに）

事務局

第2回会議（10月頃を予定）

評価結果についての意見交換

条例の見直しについての意見交換

事務局 答申書（案）の作成

第3回会議（11月頃を予定）

答申書（案）について審議

答申の決定（会長・副会長）

答申書を提出（会長・副会長）

市長